

# 新型コロナウイルス感染症に係る

# 支援対策をお知らせします

先月号でお知らせした、国民健康保険税・介護保険料の減免の詳細についてお知らせします。

## ①国民健康保険税の減免

☎収入課（本館1階7番窓口）☎⑤6760  
☎国民健康保険課（本館1階11番窓口）☎⑤6751

次の要件を満たす世帯は、申請により国民健康保険税が減免されます。

- 対象
- ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 → 保険税を全額免除  
▶申請には、医師の診断書などの書類が必要です。
  - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少（※）が見込まれる世帯 → 保険税の全額免除または一部を減額

## ②介護保険料の減免

☎高齢介護課（本館1階10番窓口）☎⑤6721

次の要件を満たす人は、申請により介護保険料が減免されます。

- 対象
- ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者 → 保険料を全額免除  
▶申請には、医師の診断書などの書類が必要です。
  - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少（※）が見込まれる第1号被保険者 → 保険料の全額免除または一部を減額

### ※収入減少の要件（①、②共通）

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べ10分の3以上減少していること（事業収入などは、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のことです。）
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること（国民健康保険税の減免のみ）
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること  
▶申請には、令和元年および令和2年の収入を証明する書類が必要となります。
- 必要な書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 経済支援対策給付金の申請期限は8月31日です

☎商工観光課☎⑤6773

- 対象
- ①タクシー事業者、運転代行事業者、高速・貸し切りバス事業者
  - ②市街地の旅館・ホテル事業者、結婚式場事業者
  - ③飲食品小売・卸売・製造事業者、清涼飲料および酒類製造業者、観光事業者、学習支援（塾・教室など）事業者、洗濯事業者、理・美容事業者、公衆浴場事業者など

- 給付額
- ①登録台数などにより 10~100万円
  - ②部屋数などにより 20~200万円
  - ③1事業者当たり 20万円

- 要件
- ▶市内に本社、店舗、事務所などを有していること
  - ▶令和2年2月から7月までの任意の期間（1カ月）の売上高などが、前年同期と比較して20%以上減少していること
  - ▶③については、主たる事業として、上記のそれぞれの事業を営んでいること
  - ▶直近の確定申告または住民税申告をしていること（法人の場合は、直近の法人市民税の確定申告）
  - ▶令和元年度分および令和2年度の納期到来分に係る市税の滞納がないこと

申請期限 8月31日(月) (当日消印有効)

## 特別定額給付金の申請を忘れていませんか？

☎新型コロナウイルス感染症特別対策室  
☎⑤6790、☎⑤6791、☎⑤6792

特別定額給付金の申請は8月18日(火)までとなっています。申請がまだの方は必要事項を記入の上、提出ください。

対象 基準日（令和2年4月27日）時点で、十和田市の住民基本台帳に記録されている人

給付額 対象者1人に付き 10万円  
(世帯の分をまとめて世帯主に給付します。)

申請方法 ①市役所から届いている申請書で郵送申請  
②オンライン（電子）申請  
(マイナンバーカードをお持ちの人のみ)

申請期限 8月18日(火) (当日消印有効)

新型コロナウイルスに関する情報は、市ホームページをご覧ください。



十和田市

検索

## 第3次支援対策事業

### 1 大学生等生活支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、就学および生活に影響を受けている市内在住の北里大学生に対し、家賃の一部を助成します。 ☎まちづくり支援課☎⑤6725

対象	市内の賃貸住宅に居住している北里大学生	支給額	4、5月分の家賃の2分の1 (上限月額2万5千円、合計5万円)
----	---------------------	-----	------------------------------------

新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入の減少など、就学および生活に影響を受けている市内出身大学生などに対し、支援金を給付します。 ☎教育総務課☎⑤0182

対象	市内の小・中・高校のいずれかを卒業し、保護者が市内に在住している学生	支給額	1人 10万円 ※学生本人の口座に振り込まれます。
----	------------------------------------	-----	------------------------------

### 2 感染拡大防止対策支援

☎健康増進課☎⑤6790

市内に店舗または事務所を有する事業者には、非接触体温測定機器購入費と感染拡大防止のための備品購入費を補助します。

対象経費	①非接触体温測定機器購入費 (上限2台) ②感染拡大防止のための備品購入費など のうちいずれか1つ	補助費用	①対象経費の3分の2 (上限50万円) ②対象経費全額 (上限5万円)
------	--	------	--

### 3 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

☎子ども支援課☎⑤6716

対象	①令和2年6月分の児童扶養手当の受給世帯や直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった世帯 ②①のうち家計が急変し、収入が大きく減少している世帯	支給額	①1世帯5万円、第2子以降1人に付き3万円 ②①に加え、1世帯5万円
----	--	-----	---------------------------------------

※いずれも詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 4 地域経済対策

☎商工観光課☎⑤6771

#### ①店舗応援ラリー事業

十和田商工会議所が実施するラリーカード付き割引クーポン券発行事業に対し、補助をします。

#### ②テイクアウト応援事業

十和田奥入瀬観光機構が実施するテイクアウト商品の割引事業に対し、補助をします。

※詳しくは6~7ページをご覧ください。